特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------|
| 3 | 個人住民税関係事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

矢板市は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木県矢板市長

公表日

令和7年9月8日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | | | | | |
|----------------------|---|--|--|--|--|
| ①事務の名称 | 個人住民税関係事務 | | | | |
| ②事務の概要 | 地方税法等の規定に則り、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②建住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書、税額決定通知書及び特別徴収税額通知書(給与所得者)の出力 ⑤公的年金からの特別徴収に係る年金支払者への各種通知 ⑥仕卷金がらの特別徴収に係る年金支払者への各種通知 ⑥住参外課税に係る通知及び所得照会 ⑧情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステム に接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ・サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムから取得して申告受付支援システムに手入力する。 | | | | |
| ③システムの名称 | 住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 課税資料イメージ管理サービス 証明書コンビニ交付システム 統合宛名システム 中間サーバー 個人住民税申告ポータル サービス検索・電子申請機能 申請管理システム | | | | |
| 2. 特定個人情報ファイル: | 名 | | | | |

住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル 年金特徴情報ファイル 課税原票イメージファイル 宛名情報ファイル

| 3. 個人番号の利用 | |
|----------------|--|
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1号 別表の第24項 |
| 4. 情報提供ネットワークシ | レステムによる情報連携 |
| ①実施の有無 | <選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定 |
| ②法令上の根拠 | (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表の第48項 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表の第1~5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57~59、63、65、6 6、69、73、75、76、81、83、84、86~92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140~142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163~17 3項 |
| 5. 評価実施機関における | 担当部署 |
| ①部署 | 税務課 |
| ②所属長の役職名 | 税務課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| 7. 特定個人情報の開示・ | 訂正•利用停止請求 |
| 請求先 | 矢板市総務課行政担当 |
| 8. 特定個人情報ファイル | の取扱いに関する問合せ |
| 連絡先 | 矢板市総務課行政担当 0287-43-1111 |
| 9. 規則第9条第2項の適 | 用 []適用した |
| 適用した理由 | |

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | | | | | |
|--|-------------------|-----------------|------------|---|---|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [1万人以上10万人未満] | |] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | |
| | いつ時点の計数か | 令和 | 17年9月1日 時点 | | | | |
| 2. 取扱者 | 数 | | | | | | |
| 特定個人情報 | 報ファイル取扱者数は500人以上か | [| 500人未満] | | <選択肢> 1)500人以上 2)500人未満 | | |
| | いつ時点の計数か | 令和 | 17年9月1日 時点 | | | | |
| 3. 重大事 | 3. 重大事故 | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか | | | 発生なし | 1 | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし | | |

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報 | 保護評価書 | の種類 | | | | |
|---|---------|----------|--------------|----------|---|---|
| [基礎 | 項目評価書 |] | | : | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及0 3) 基礎項目評価書及0 | |
| 2)又は3)を選択した評価実 されている。 | 施機関につい | ヽては、それぞれ | 1重点項目評価 | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(| 情報提供ネ | ットワークシス | ステムを通じ | た入手を除く。 |) | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [| 十分である |] | : | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | : | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | : | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | |
| 4. 特定個人情報ファイル | の取扱いの | 委託 | | |] |]委託しない |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | : | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | 伝(委託や情報 | 報提供ネットワ- | ークシステムを | を通じた提供を関 | 余く。) [|]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | : | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ノステムとの | 接続 | | []接続U | ない(入手) [|]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | [| 十分である |] | : | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | |
| 7. 特定個人情報の保管・ | 消去 | | | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か | [| 十分である |] | : | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | |
| 8. 人手を介在させる作業 | | | | []人手 | を介在させる作業は | ない |
| 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か | [| 十分である |] | : | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | |
| 判断の根拠 | 日デジタル「 | 方)の申請時の | マイナンバー耳 | 取得の原則化に | ついて、本人確認の手 | ライン」(令和5年12月18 ・段、住基ネット照会につ ・の留意事項等を遵守し |
| 9. 監査 | | | | | | |
| 実施の有無 | [0]自 | 己点検 | [O] | 内部監査 | 「] 外部関 | |

| 10. 従業 | 者に対する教育・ | 啓発 | | | |
|--------------|-----------------|---|---|--|---|
| 従業者に対 | 対する教育・啓発 | [| 十分に行っている |] | <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない |
| 11. 最も | 憂先度が高いと考 | えられ | る対策 | | []全項目評価又は重点項目評価を実施する |
| 最も優先度 る対策 | きが高いと考えられ | <選択 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7) 8) | 目的外の入手が行われました。目的を超えた紐付け、権限のない者によって委託先における不正な不正な提供・移転が行情報提供ネットワークを | れるリスクションでは、 いる務には、 で使用るムステムを でした。 でした。 でした。 でした。 でした。 でした。 でした。 でした。 | こ必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 に使用されるリスクへの対策 等のリスクへの対策 るリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 |
| 当該対策(| ま十分か【再掲】 | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている |
| 半月隆 | 听の根拠 | る事項 | を含む)、特定個人情報 | を取り扱 | の研修、事務取扱者への研修(サイバーセキュリティの確保に関す り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修 対するフォローアップを実施している。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---------------|----------------------|--|------|-----------|
| 平成31年2月4日 | 新様式への変更 | | | 事後 | |
| 平成31年2月4日 | I -1-③システムの名称 | | 住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名システム 中間サーバー | 事後 | |
| 平成31年2月4日 | I-3法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表第一の第16の項 | 番号法第9条第1項、別表第一の第16項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-------------|---|---|------|-----------|
| 平成31年2月4日 | I-4-②法令上の根拠 | 番号法第19条7号、別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、 | (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第27項 並びに行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第20条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務4令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第13条、第16条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第6条、第79条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の3、第28条、第31条の3、第28条、第31条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第31条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第55条、第53条、第54条、第55条、第59条、第59条の2、第59条の3 ※別表第二の第29、71、115項に係る主務省令は未公布 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-------------|---|---|------|-----------|
| 令和2年1月30日 | I-4-②法令上の根拠 | の番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第20条 (別表第二における情報提供の根拠)番号法第19条第7号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第13条、第16条、第19条、第20条、第2条、第3条、第3条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の3、第22条の4、第23条、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の3、第25条、第38条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第38条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第45条、第55条、第55条、第55条、第55条、第55条、第55条、第55 | 6、8、9、11、16、18、20、23、26~29、3 1、34、35、37~40、42、48、53、54、57 ~59、61~67、70、71、74、80、84、85の 2、87、91、92、94、97、101~103、106 ~108、113~117、120項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1~ 4条、第6~8条、第10条、第12~14条、第1 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|-------------|---|--|------|-----------|
| 令和3年2月4日 | I-4-②法令上の根拠 | るための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第20条 (別表第二における情報提供の根拠)番号法第19条第7号、別表第二の第1~4、6、8、9、11、16、18、20、23、26~29、31、34、35、37~40、42、48、53、54、57~59、61~67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101~103、106~108、113~117、120項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1~4条、第19~22条、第12~14条、第16条、第19~22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の3、第27条、第24条の3、第25条、第24条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32~40条、第43条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53~5 | 令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第20条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第1~4、6、8、9、11、16、18、20、23、26~29、3 1、34、35、37~40、42、48、53、54、57~59、61~67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101~103、106~108、113~117、120項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1~4条、第6~8条、第10条、第12~14条、第16条、第19~22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32~40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第4条、第44条の2、第45条、第47条、第49条条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|-------------|---|--|------|-----------|
| 令和4年3月3日 | I-4-②法令上の根拠 | るための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第20条 (別表第二における情報提供の根拠)番号法第19条第7号、別表第二の第1~4、6、8、9、11、16、18、20、23、26~29、31、34、35、37~40、42、48、53、54、57~59、61~67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101~103、106~108、113~117、120項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表ある令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1~4条、第19~22条、第12~14条、第16条、第19~22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の3、第27条、第24条の3、第25条、第24条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32~40条、第43条の2、第31条の3、第32~40条、第44条の2、第55条、第47条、第49条、第49条の2、第55条、第53~55条、第58条、第59条、第59条の2の2を2を2を2を2を2を2を2を2を2を2を2を2を2を2を2を2を2を | 令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第20条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第1~4、6、8、9、11、16、18、20、23、26~29、31、34、35、37~40、42、48、53、54、57~59、61~67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101~103、106~108、113~117、120項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1~4条、第6~8条、第10条、第12~14条、第16条、第19~22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の3、第25条、第24条、第31条の3、第22条の3、第25条、第31条の2、第31条の3、第32~39条、第39条の2、第40条、第43条、第31条の3、第3条、第3条の3、第44条の3、第44条、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53~55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-------------|---|--|------|-----------|
| 令和5年1月25日 | I-4-②法令上の根拠 | 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第20条 (別表第二における情報提供の根拠)番号法第19条第8号、別表第二の第1~4、6、8、9、11、16、18、20、23、26~29、31、34、35、37~40、42、48、53、54、57~59、61~67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101~103、106~108、113~117、120項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律のある令(平成26年内閣府、総務省令第7号)まの主務省令で定める事務及び情報を定めの第12~4条、第19~22条、第12~14条、の1、第23条、第24条の3、第22条の3、第24条の3、第25条、第24条の3、第27条、第24条の3、第25条、第24条の3、第24条の3、第3条、第31条の2、第31条の3、第32~39条、第39条の2、第40条、第43条の3、第43条の3、第44条、第44条の3、第45条、第53~55条、第58条、第59条、第59条の2の3、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の2の3、第59条の2の3、第59条の2の3、第59条の2の3、第59条の2の3、第59条の2の3、第59条の2の3、第59条の3 | (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第27項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第20条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第1~4、6、8、9、11、16、18、20、23、26~29、31、34、35、37~40、42、48、53、54、57~59、61~67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101~103、106~108、113~117、120項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を定める事務及び情報を定める令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1~4条、第6~8条、第10条、第12~14条、第18~22条、第24条の3、第22条の3、第25条、第24条、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32~39条、第39条の2、第40条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53~55条、第59条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3※別表第二の第29、102、115項に係る主務省令は未公布 | 事後 | |
| 令和6年12月10日 | 新様式への変更 | | | 事後 | |
| 令和6年12月10日 | I-3法令上の根拠 | | 番号法第9条第1号 別表の第24項 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-------------|---|--|------|-----------|
| 令和6年12月10日 | I-4-②法令上の根拠 | 6、8、9、11、16、18、20、23、26~29、3 1、34、35、37~40、42、48、53、54、57 ~59、61~67、70、71、74、80、84、85の 2、87、91、92、94、97、101~103、106 ~108、113~117、120項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1~ 4条、第6~8条、第10条、第12~14条、第16条、第19~22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の2、第24条の | 第2条の表の第48項 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表の第1~5、7、11、13、15、20、2 8、37、39、42、48、49、53、57~59、63、 65、66、69、73、75、76、81、83、84、86 ~92、96、98、106、108、115、124、12 5、129、130、132、137、138、140~14 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|---------------------|--|---|------|-----------|
| 令和7年9月8日 | I-1-②事務の概要 | 地方税法等の規定に則り、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力 | 地方税法等の規定に則り、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書、税額決定通知書及び特別徴収税額通知書(給与所得者)の出力 ⑤公的年金からの特別徴収に係る年金支払者への各種通知 ⑥扶養是正等に係る税務署への通知 ⑦住登外課税に係る通知及び所得照会 ⑧情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ・サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムから取得して申告受付支援システムに入力する。 | | |
| 令和7年9月8日 | I −1−③システムの名称 | 中 ラマ マス を マステム | 住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 課税資料イメージ管理サービス 証明書コンビニ交付システム 統合宛名システム 中間サーバー 個人住民税申告ポータル サービス検索・電子申請機能 申請管理システム | | |
| 令和7年9月8日 | I -2特定個人情報ファイル 名 | 国代建携情報ファイル 年金特徴情報ファイル 宛名情報ファイル | 住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル 年金特徴情報ファイル 課税原票イメージファイル 宛名情報ファイル | | |